

特定非営利活動法人 八東川清流クラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 八東川清流クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県八頭郡八頭町用呂1269番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、八東川流域を中心とする地域において、人の生命にとって最も大切なきれいで安全な水の確保とそこに生息する魚・水生生物などが豊かな繁殖ができる環境整備及び人の心に潤いをもたらす河川の景観や憩いの場の創出等に寄与する事業を幅広い住民参画を通して実施する。これにより八東川流域の自然保護、地域住民の健康の維持・増進及び心の安らぎ・豊かさの増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)きれいな水や自然を守るための学習・啓発教育・情報交換・調査研究の事業
- (2)魚や水生生物が住みやすい環境づくりの事業
- (3)絶滅の危機にある魚・水生生物を保護・復活する事業
- (4)子ども達が川に親しむ機会づくり等子どもの健全育成を図る事業
- (5)男女・世代を超えて協働し、きれいな水や自然を守る保全事業
- (6)川に親しみやすい環境・景観・憩いの場づくり等、豊かなまちづくりに寄与する事業
- (7)ITを活用し、会報の発行等広報やホームページ作成・活用普及に係る事業
- (8)同種の事業を行なっている団体及び個人とのネットワークづくりの事業
- (9)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、法という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人
- (2)準会員 この法人の目的に賛同して入会し、要請に応じて活動に協力する個人
- (3)学生会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に協力する学生
- (4)賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、資金面及び精神面において支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会費の納入方法及び納期は理事会において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡したとき又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上20人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
- 3 理事のうち2人以下の副理事長を置くことができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に係わらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の

残任期間とする

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・特別顧問)

- 第19条の2 この法人に顧問及び特別顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人の事業分野に関する知識・経験を有する有識者のうちから、理事会の決議に基づき、理事長が委嘱する。
 - 3 特別顧問は、この法人の活動に特に功労のあった者のうちから、理事会の決議に基づき、理事長が委嘱する。
 - 4 顧問及び特別顧問は、理事長の諮問に応じて、助言する。
 - 5 顧問及び特別顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 顧問及び特別顧問の解任については、第18条の役員解任の場合に準ずる。

(事務局長・職員)

- 第20条 この法人に、事務局を組織し事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 2 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
 - 3 事務局長は正会員であることを要件とする。

第5章 総会

(総会の種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条においても同じ。)、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれに当たる。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第11条、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第49条及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微事項として法第25条第3項に規定する以下の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者(他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人)のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定した者に譲渡する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中村 顕
副理事長	矢部 博祥
理事	尾崎 光子
理事	加藤 祥教
理事	金森興太郎
理事	北本 頼隆
理事	小林 峰子
理事	田中 朝子
理事	中村 登
理事	山根 淳一
監事	山本 明敏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成22年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人)

- ①入会金 1,000円
- ②年会費 2,400円
- (2)賛助会員
 - ①入会金 不要
 - ②年会費
 - ・個人 2,000円
 - ・団体 1口 10,000円
- (3)学生会員
 - ①入会金 不要
 - ②年会費 600円

7 旧組織である任意団体八東川清流クラブの会員が特定非営利活動法人八東川清流クラブの正会員として入会する場合、既に任意団体八東川清流クラブに平成20年度までの年会費を支払っている者に限り、第8条の規定に係わらず、特定非営利活動法人八東川清流クラブの入会金及び平成20年度の年会費を支払ったものとして扱う。

附則

この定款は、鳥取県知事の認証を受けた日(平成24年8月23日)から施行する。
この定款は、鳥取県知事の認証を受けた日(平成27年8月19日)から施工する。